

# 病児保育室の利用の流れについて

【利用するには必ず利用登録(登録料は無料)が必要です】

## 病児保育室の利用を希望される場合

※利用登録をしていない場合は、世羅町子育て支援課で手続きをお願いします。

### ① 病児保育室の利用を予約をします。

- 病児保育室を利用できるか確認の電話をしてください。

公立世羅中央病院 事務局 (☎0847-22-2577)

平日(月曜日～金曜日) 8時から18時30分

(利用受付:8時から17時 ただし、当日受付は8時から16時まで)

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は対応していません。

※キャンセルの場合は、わかり次第すみやかにご連絡ください。



### ② 医療機関を受診します。(診察料は保護者負担となります。)

- 病児保育室の利用が可能と判断された場合は、「診療情報等連絡票」の作成を医師に依頼してください。(※医療機関によっては、「診療情報等連絡票」の記入が難しい場合もあります。)
- 病児保育室を利用する場合は、公立世羅中央病院の受診が必要となります。  
※医師により、診断状況が異なる場合があります。

### ③ 病児保育室を利用します (病児保育室利用料金が必要となります。)

- 「利用申込書」及びお子さんの保育に必要なもの(食事、おむつ・着替え等)をご持参ください。
- 病院に到着されましたら、公立世羅中央病院事務局までご連絡ください。
- お預かりするお子さんの体調等により緊急で連絡をさせていただくことがあります。  
病児保育室を利用時間中は、連絡が必ずとれるようお願いいたします。

### ④ 病児保育室の終了時に次の事が必要です

- 病児保育室利用の際にかかった経費等のお支払いをお願いします。
- 病児保育事業を実施するにあたり実費(持参された持ち物以外)が発生した場合の料金は、保護者負担をお願いします。

#### 【病児保育室 利用料金】

	5時間以内	5時間を超える場合
生活保護世帯	0円	0円
町民税非課税世帯	100円	200円
町民税課税世帯	500円	1,000円
町外利用世帯	1,000円	2,000円

#### 【お問合せ】

- ・ 世羅町 子育て支援課 ☎ 0847-25-0295
- ・ 公立世羅中央病院 事務局 ☎ 0847-22-2577

# 病児保育室の利用の流れについて

【利用するには必ず利用登録(登録料は無料)が必要です】

## 施設利用中に体調を崩した場合

※利用登録をしていない場合は、世羅町子育て支援課で手続きをお願いします。

### (1) 利用施設へ誰がお迎えにいかれますか。



- 保護者(家族)→利用施設へいつ頃、誰がお迎えに行くか、伝えましょう。
- **病児保育室**→① 公立世羅中央病院事務局へ連絡し、病児保育室及び送迎対応が可能かどうかを確認しましょう。  
(病児保育室の利用ができない場合は、家族によるお迎えをお願いします。)
- ② 病児保育室及び送迎の利用が可能な場合は、利用施設へ病児保育室の職員がお迎えに行くことを伝えましょう。
- ③ 病児保育室の職員が利用施設へ迎えにいき、児童(荷物)を預かります。

公立世羅中央病院 事務局 (☎0847-22-2577)

利用可能時間:平日(月曜日～金曜日)8時から18時30分

(利用受付:8時から17時 ただし、当日受付は8時から16時まで)

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は対応していません。

※お子さまの症状、お迎えの時間、病院での受診希望等の確認をさせていただきます。

### (2) 病児保育室を利用します。

- 保護者による病院受診が可能で受診を希望されない場合、  
病院の診察時間外の場合

保護者の迎えが来るまで病児保育室でお子さんをお預かりいたします。

- 病児保育室職員による公立世羅中央病院の受診を希望される場合

(※診察に関する費用は、保護者負担となります。)

診察の際には待合室に移動します。それ以外は、病児保育室でお子さんをお預かりいたします。

※医師により、診断状況が異なる場合があります。

※ **お子さんの体調が悪くなった場合は保護者の方に連絡を行います。**

・保護者の方へ連絡しますので、お迎え等の対応をお願いします。

・お迎えに時間がかかる場合は、症状に応じ病院を受診させていただく場合があります。

### (3) 病児保育室終了時には、 次の事が必要となります。

- 病児保育室利用の際にかかった経費等  
のお支払いをお願いします。

病児保育事業を実施するにあたり実費  
(持参された持ち物以外)が発生した場合  
の料金は、保護者負担をお願いします。

- 病院の診察を受けられた場合は、児童の健康保険証及び医療受給者証の確認が  
必要となります。

～お願い～

- 病児保育室の職員が同席して病院受診をする場合は、事前に同意が必要です。また、顔をみながら話ができるような通信手段(LINEやZOOM)等の対応にご協力をお願いします。  
難しい場合は、電話での対応を行います。
- お預かりするお子さんの体調等により緊急で連絡をさせていただくことがあります。病児保育室を利用時間中は、必ず連絡がとれるようお願いいたします。